

基本資料集

2025年10月

I 基礎事実の確認

- (1) 皿倉山滑り台完成からの出来事 P6
- (2) 現地の注意表示の看板などの写真集 P13

II 皿倉山滑り台の基本情報

- (1) 皿倉山滑り台について P21
- (2) 構想から設置までの時系列 P24
- (3) 整備費用・財源 P26
- (4) 皿倉山滑り台の特徴・対象年齢 P27
- (5) 皿倉山滑り台の安全利用上の許容レベル・設定根拠 P28
- (6) 日本における遊具の定義 P29
- (7) 遊具の役割・意義 P30
- (8) 遊具の安全確保に係る考え方 P31
- (9) 遊具による怪我発生事例 P32

Ⅲ グリッサンド滑り台の設置状況

- (1) 市内でのグリッサンド滑り台を設置している公園について P34
- (2) 大永ドリーム社製造のグリッサンド滑り台の全国設置実績 P38

Ⅳ 遊具の安全基準

- (1) 遊具の安全性・設置基準、法規制の内容 P40

Ⅴ 維持管理・点検体制

- (1) オープン時の維持管理体制、設備点検体制、利用監視体制 P47
- (2) 安全対策について P49
- (3) 安全体制の変更 P50

検討会議の位置づけ

検討会議開催の目的

複数の怪我が報告された皿倉山滑り台における一連の経緯を確認し、今後のあり方等を検討することを目的とする。

検討会議構成員

現職	氏名
Z E N大学副学長・教授 ほか	上山 信一 (座長)
平和通り法律事務所	小鉢 由美
明治学園中学校・高等学校校長	高橋 英樹
北九州市立八幡病院副院長（整形外科）	岡部 聡

アドバイザー

現職	氏名
九州共立大学スポーツ学部講師	中村 有希
(一社)日本公園施設業協会理事	石拔 博史

I 基礎事実の確認

(1) 皿倉山滑り台完成からの出来事

①皿倉山滑り台の設置から利用停止まで

日付	内容	利用者 (通報者)	施設所管課 都市整備局	施設所管課 八幡東区役所	情報公開	備考
3月21日	滑り台設置		工事完了			
4月22日	着地点整備		現地完成			
4月24日			ブレ撮影会(夜間)実施		■情報公開 供用開始(都市整備局)	
4月25日	完成式典		オープニングイベント開催			
	利用開始		利用開始			※写真1 (P13~P14)
				八幡東区役所職員(参考)の前に別の職員が滑ったが、足で着地できる状況でなく、マットの上に尻もちをついた		
	※4月28日に怪我発生情報が来る	八幡東区役所職員 (参考) 40代男性		オープニングイベント時に滑りにくいとの参加者の声を受け、八幡東区職員がスピードの出具合を確認するため足でブレーキをかけず試験滑走。着地時に足を負傷		
4月28日	通報 (内部報告)			八幡東区役所職員(参考)の怪我報告を受ける		
4月30日	通報 (内部報告)			巡視員から「滑って見たらマットをはみ出て着地し、危ないと感じた。マットの先がえぐれている」との報告あり		
	内部協議		マットの増設や遊具の改良について協議			

日付	内容	利用者 (通報者)	施設所管課 都市整備局	施設所管課 八幡東区役所	情報公開	備考
5月1日	通報			別件で皿倉山に来ていた緊急工事業者から、「若い人が滑っていて前の柵にあたりそうな勢い」との報告あり		
	内部協議		マットの増設について協議			
5月2日				愛知県の滑り台怪我発生事案に関するWEB記事を課内で供覧		
	内部協議		注意看板の設置、及び対象年齢以外の人の取扱いについて協議			
5月5日	※6月26日に怪我発生通報が来る	怪我申告者③ 2歳男児 (保護者より通報)				※怪我発生から52日後に連絡あり
	※7月2日に怪我発生情報が来る	怪我申告者⑦ 30代女性				※怪我発生から58日後に連絡あり
5月8日	※7月4日に怪我発生情報が来る	怪我申告者⑨ 40代女性				※怪我発生から57日後に連絡あり
	内部協議		着地部のゴムマット追加設置およびゴムマットの手配について協議			
5月9日	施設整備		業者からゴムマットの手配が可能と連絡あり			
5月10日	※7月3日に怪我発生情報が来る	怪我申告者⑧ 60代男性				※怪我発生から54日後に連絡あり
	施設整備			ラミネートの注意看板を自前で作成 (記載内容はWEBを参考)		
5月11日	施設整備			■注意看板を増設 第20回皿倉山健康ウォークの開催にあたり、多くの市民が来場する見込みであったことから、開催日に合わせて「足の裏でスピードを落としましょう」と記載の注意看板を設置		※写真2(P15)
5月12日	施設整備		マットの手配が可能となったため、着地マットの増設を業者に指示			

日付	内容	利用者 (通報者)	施設所管課 都市整備局	施設所管課 八幡東区役所	情報公開	備考
5月14日	現地確認		設計担当者とまちづくり整備課担当で立会 ※大人含む10名程度滑走確認、問題なし			
5月18日	※6月23日に怪我発生 情報が来る	怪我申告者② 70代男性 (知人より通報)				※怪我発生36日後に連絡あり
5月26日	通報 (内部報告)			巡視員から「滑りが悪くなっているの で磨いた方がよいのではないか」 との報告あり		
	施設整備			■注意看板を増設 年齢制限の表示をさらに追加強調す るための措置		※写真3(P15)
5月27日	施設整備		■着地部にゴムマット2枚を追加設置			※写真4(P16)
5月28日	※6月2日に怪我発生 情報が来る	怪我申告者① 台湾人30代女性 (知人より通報)				※怪我発生から5日後に連絡あり
5月29日	※6月10日に怪我発生 情報が来る	怪我申告者⑥ 50代女性 (知人・本人より通報)				※怪我発生から12日後に知 人から、33日後に本人から連 絡あり
5月30日	※6月30日に怪我発生 情報が来る	怪我申告者④ 60代男性				※怪我発生から31日後に連 絡あり
6月2日	通報	皿倉登山鉄道	■皿倉登山鉄道から怪我申告者①対応報告 遊戯中に怪我(骨折)したため、緊急搬送した 外国人であったため、言葉が全く通じず発生原因の聞き取り不可(怪我発生 5/28 19:30頃。緊急搬送20:17頃)			
	通報	怪我申告者① 台湾人30代女性 (知人より通報)	怪我申告者①の知人から「市民のこえ」による通報あり			
	施設整備			緊急工事事業者に利用停止の作業を 指示		

(注) 怪我申告者⑤/年齢不詳男性：6月（発生日時不明）に怪我発生した旨の情報提供が7月1日に妻よりあった。

②皿倉山滑り台の利用中止から再開まで

日付	内容	利用者 (通報者)	施設所管課 都市整備局	施設所管課 八幡東区役所	情報公開	備考
6月3日	利用停止			滑り台利用停止(措置開始)	滑り台の使用停止をSNSで告知(八幡東区役所)	※写真5 (P16～P17)
6月5日	現地確認			区長区次長現地確認		
6月10日	通報	怪我申告者⑥ (知人より通報)	本人以外の通報者から電話で通報あり			※怪我発生日 (5月29日)
6月20日					区HPに使用停止告知(八幡東区役所)	
6月23日					新聞1社取材対応	
6月23日	通報	怪我申告者② (知人より通報)		本人以外の通報者から対面で通報あり		※怪我発生日 (5月18日)
6月24日					新聞1社取材対応 市HPに使用停止告知(都市整備局)	
6月25日					テレビ5社、新聞2社取材対応	
6月26日	通報	怪我申告者③ (保護者より通報)	本人以外の通報者から電話で通報あり			※怪我発生日 (5月5日)
6月27日					■報道発表(記者レク) 3件(怪我申告者②、③、八幡東区役所職員の事案)の情報を追加発表(都市整備局)	
6月30日	通報	怪我申告者④	本人から電話で通報あり			※怪我発生日 (5月30日)

日付	内容	利用者 (通報者)	施設所管課 都市整備局	施設所管課 八幡東区役所	情報公開	備考
7月1日	通報	怪我申告者⑥	本人から電話で通報あり			※怪我発生日 (5月29日)
	通報	怪我申告者⑤	本人からメールで通報あり			※怪我発生日 (不明)
7月2日					■情報公開 3件(怪我申告者④、⑤、⑥の事案)の 情報と市長現地視察を情報公開(都市 整備局)	
	通報	怪我申告者⑦	本人からメールで通報あり			※怪我発生日 (5月5日)
7月3日	現地視察		市長現地視察対応		市長現地視察	
	通報	怪我申告者⑧	本人から電話で通報あり			※怪我発生日 (5月10日)
					■情報公開 2件(怪我申告者⑦、⑧の事案)の情報 を追加発表(都市整備局)	
7月4日	通報	怪我申告者⑨	本人から電話で通報あり			※怪我発生日 (5月8日)
					■市長定例会見 今後の対策方針発表	
					■情報公開 1件(怪我申告者⑨の事案)の情報を 追加発表(都市整備局)	
7月10日					■常任委員会報告 これまでの経緯と検討の方向性につ いて報告 ■市長定例会見 皿倉山の滑り台の対応について会見 (滑り台サポーター配置、時間と対象 年齢を限定し利用を再開)	

日付	内容	利用者 (通報者)	施設所管課 都市整備局	施設所管課 八幡東区役所	情報公開	備考
7月15日	医師Aへの参考意見 聴取					
	施設整備		■再開準備 着地部にゴムチップ舗装を業者に指示			
7月16日	医師Bへの参考意見 聴取					
7月17日	現地確認		■再開準備 滑り台の清掃、看板の設置位置確認、 スタッフの休憩場所の確認			
	施設整備		■再開準備 着地部にゴムチップ舗装施工(再開準備)			※写真6(P17)
7月18日					■情報公開 利用再開を公表(都市整備局)	
	施設整備		■再開準備 注意看板(3枚)を増設			※写真7(P18)
7月19日	利用再開		利用再開(10時～) ■対策 ・注意看板の設置(3枚増設) ・「滑り台サポーター」の配置 ・着地点のマット改良 ■利用条件 利用時間:10時～18時 利用制限:6歳～12歳			※10月26日までに 合計1,664人が滑走
7月25日					■情報公開 夏休み中の利用休止日について発表	

日付	内容	利用者 (通報者)	施設所管課 都市整備局	施設所管課 八幡東区役所	情報公開	備考
8月7日					■常任委員会報告 再開後の利用状況、今後の方向性 等について報告	
8月22日					■情報公開 夏休み後の利用について発表	
8月24日	施設整備		■多言語注意喚起ラミネート板設置			※写真8(P19)

(2) 現地の注意表示の看板などの写真集

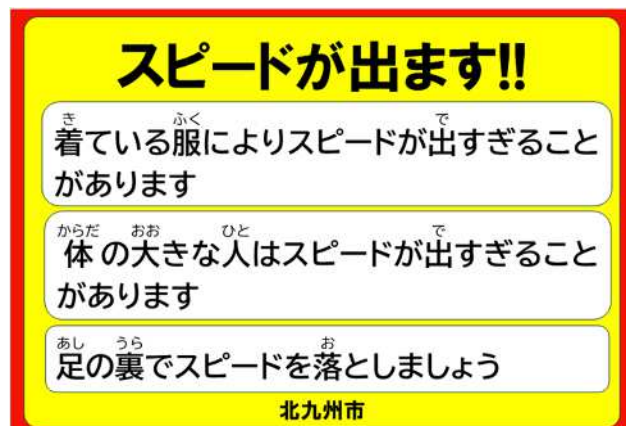
①4月25日 滑り台供用開始 (※写真1)



①4月25日 滑り台供用開始 (※写真1)



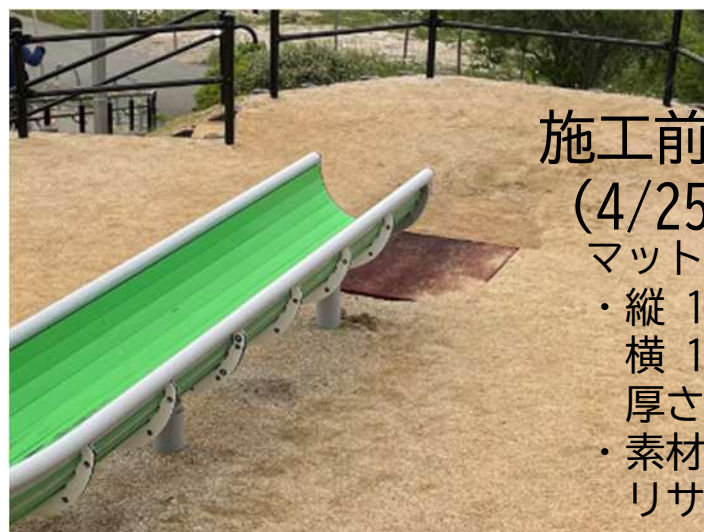
②5月11日 注意看板を増設 (※写真2)



③5月26日 注意看板を増設 (※写真3)



④ 5月27日 着地部にゴムマット2枚追加設置 (※写真4)



施工前

(4/25～5/26)

マットの仕様

- ・縦 1,000mm
- 横 1,000mm
- 厚さ 50mm

・素材
リサイクルゴム



施工後

(5/27～7/16)

マットの仕様

- ・縦 3,000mm
- 横 1,000mm
- 厚さ 50mm

・素材
リサイクルゴム

⑤ 6月3日 利用停止措置 開始 (※写真5)



⑥6月3日 利用停止措置 開始 (※写真5)



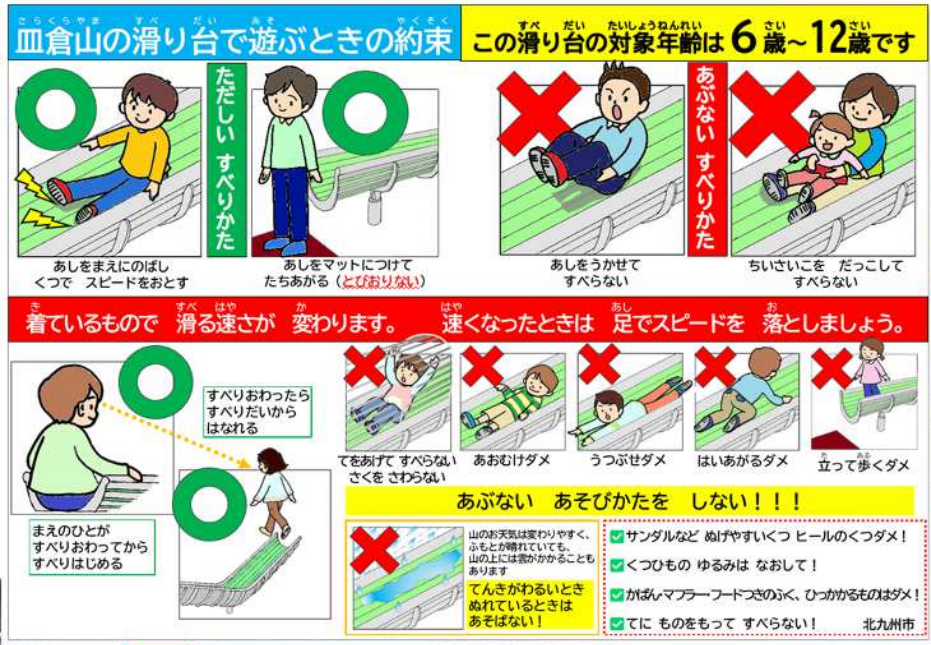
⑦7月17日 着地部にゴムチップ舗装施工 (※写真6)



施工後
(7/17~)
ゴムチップ舗装
・縦 3,000mm
横 1,000mm
厚さ 100mm
・素材
リサイクルゴム



⑧7月18日 注意看板（3枚）を増設（※写真7）



⑨8月24日 多言語注意喚起ラミネート板設置(※写真8)

※利用時間や正しい滑り方、禁止事項等を4か国語(日・英・中・韓)で表記



- ①この滑り台の対象年齢は6歳～12歳です。
- ②利用時間 10:00～18:00
- ③悪天候の時や滑り台が濡れている時は利用できません。
- ④正しい滑り方で遊びましょう。
- ⑤この滑り台は、サンダルなど脱げやすい靴や、ヒールのくつでは遊べません。
- ⑥かばんやマフラーは外しましょう。フード付きの服や、ひも等引っかかるものは、服の内側にしまってから遊びましょう。
- ⑦手にもものを持って滑ってはいけません。
- ⑧滑るときは、足を前にのびし、靴でスピードをおとしましょう。
- ⑨滑り台から飛び降りてはいけません。

- ①This slide is for children (between the ages of 6 to 12).
- ②Hours of usage are between 10:00-18:00.
- ③When the slide is wet due to bad weather conditions do not use the slide.
- ④Do not misbehave with the slide.
- ⑤You cannot use this slide in shoes that slip off easily, such as sandals, or in high heels.
- ⑥Please remove bags and scarves. Tuck hoodies and items that may get caught, such as strings, inside your clothing before using the slide.
- ⑦Do not slide while holding anything in your hands.
- ⑧When sliding, stretch your feet out in front of you and use your shoes to slow down.
- ⑨When getting off the slide, do not jump off. Stand up with your feet on the mat.

- ①미끄럼틀 이용 대상 연령은 6세~12세입니다.
- ②이용시간 10:00~18:00
- ③악천후 또는 기구가 젖었을 때는 이용하실 수 없습니다.
- ④미끄럼틀 이용 시에는 안전하게 이용해 주세요.
- ⑤샌들, 쉽게 벗겨지는 신발, 힐을 신고 이용하실 수 없습니다.
- ⑥가방, 머플러를 착용한 채로 이용하실 수 없습니다. 후드 모자, 끈이 달렸을 경우 옷 안으로 잘 넣어서 정리한 후 이용해 주세요.
- ⑦손에 물건을 쥔 채로 이용하실 수 없습니다.
- ⑧ 미끄럼틀 이용 시 발을 앞으로 뻗고, 신발로 속도를 떨어트리면서 이용해 주세요.
- ⑨ 미끄럼틀에서 내려올 때는 뛰지 마시고, 매트를 이용해 바르게 서 주세요.

- ①该滑梯的适用年龄为 6 岁~12 岁。
- ②使用时间 10:00~18:00。
- ③恶劣天气以及滑梯潮湿时，请勿使用。
- ④请按规范玩滑梯（禁止攀爬、跳跃、推挤他人或做出危险动作）。
- ⑤请勿穿着凉鞋等易脱落的鞋子以及高跟鞋等玩滑梯。
- ⑥玩耍前，请取下背包、围巾等物品；帽衫须将帽子收进衣内，并整理好绳带等易勾挂部件。
- ⑦滑行时双手禁止持物。
- ⑧滑行中请保持坐姿，双脚向前平伸，可借助鞋子的摩擦力减慢速度。
- ⑨滑至末端时，请坐稳后离开，禁止直接跳下，以免受伤。双脚接触保护垫后再起身。

Ⅱ 皿倉山滑り台の基本情報

(1) 皿倉山滑り台について

① 公園の名前

帆柱自然公園 皿倉山山頂付近
(北九州国定公園(※)の一部)

● 土地所有者：国（国有林野）と市

- ▶ 林野庁と無償貸付契約を締結し、市が公園として使用

● 帆柱自然公園の位置付け

- ・現状は、自然公園法に基づく「国定公園」
- ・皿倉山リニューアル計画における整備全体が完了した後、公告を行うことで都市公園法に基づく「都市公園」とする予定

※「国定公園」と「都市公園」の両方に位置付け可能

② 公園の場所

北九州市八幡東区大字尾倉ほか

【アクセス】皿倉山ケーブルカー 山麓駅まで

・公共交通機関

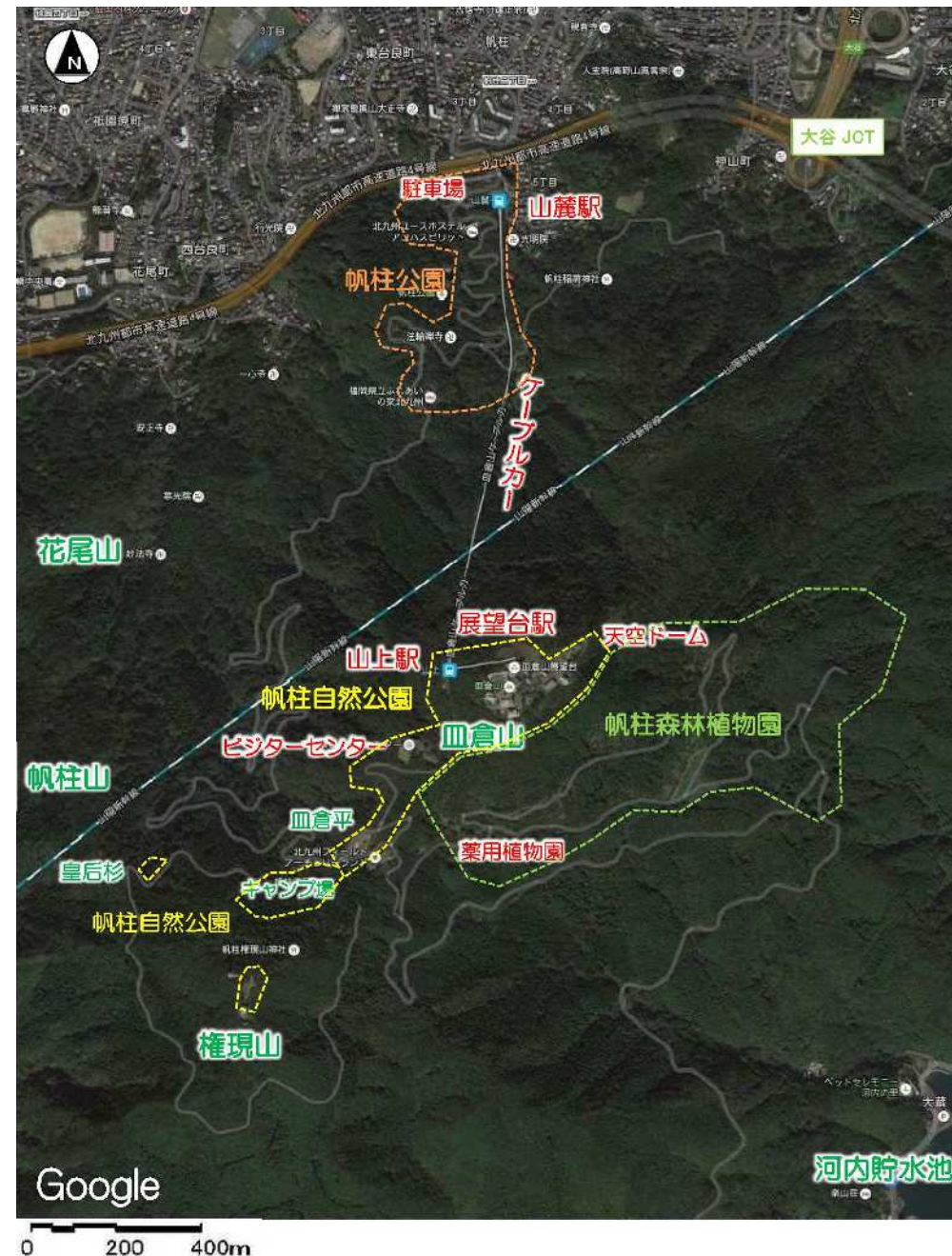
JR八幡駅より

西鉄バス「帆柱登山口」下車、徒歩約10分

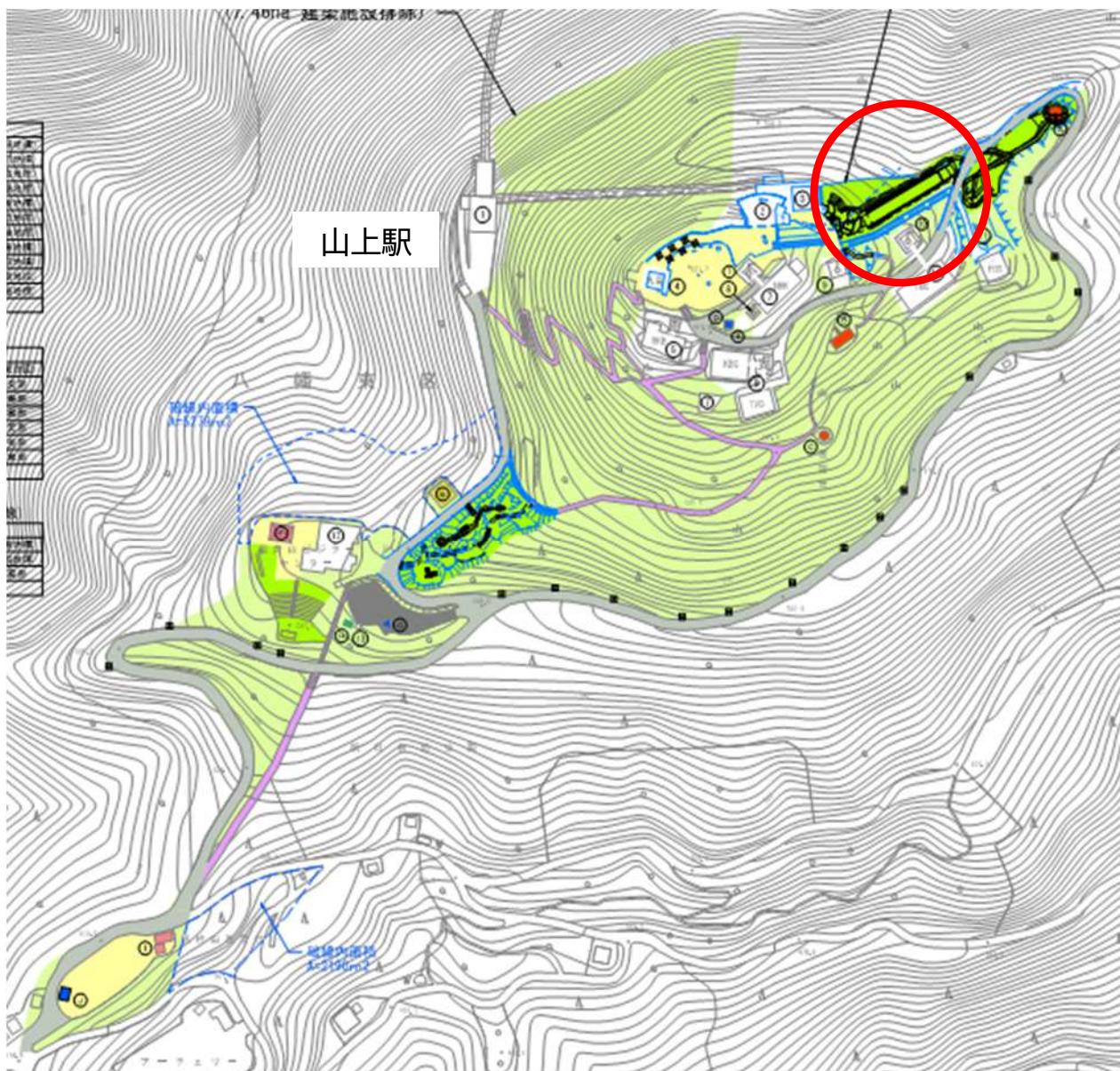
・車

都市高速「大谷出入口」より約5分

(山麓駅に駐車場あり)



③ 公園内配置図、写真



④ 当該公園の利用状況 － 皿倉山ケーブルカーの利用者数の推計 －

(1) R7. 4. 25 (金)～6. 1 (日)の利用者数の推計

(上記期間(営業34日)のチケット購入者数(延べ数)÷2)

⇒ ・大人 25,925人 ・小学生以下 1,952人

(2) R7. 5月の1日当たり平均利用者数の推計

(上記期間のチケット購入者数÷2÷運行日数)

⇒		大人	小学生以下
	平日	369人	26人
	休日	1,163人	82人

⑤ 観光地としての位置づけ － 北九州市観光振興プラン(R5.4改訂)抜粋 －

第5章 地区別アクションプラン

③ 皿倉・東田地区

(1) 地域の強み

ア 皿倉・東田のまちについて

都心部に隣り合っている皿倉地区は“もっとも身近な大自然”として市民に親しまれ、緑あふれる遊歩道も整備されています。山頂の展望台からは北九州市の街並みが一望でき、夜は「日本新三大夜景都市」全国一位に認定された北九州市を代表する夜景が広がります。

(2) 構想から設置までの時系列

● 「皿倉山リニューアル計画」 (H28.5策定) (抜粋)

IV. 主な事業の内容 [山頂付近エリア] : 事業3 絶景の遊び場の整備

北九州で一番高い遊び場であり、皿倉山の絶景を眺めながら遊ぶことができます。

絶景に向かって滑り降りる「草そり広場」や「すべり台」は圧倒的な解放感で、標高600mの場所にある「大型展望遊具」は地上部とはまた違うスリルを味わうことができるなど、皿倉山ならではの遊び場をつくります。

<参考資料2：事業の展開一覧> 事業3 絶景の遊び場の整備 ② すべり台

草そり広場の横に設置された延長40mのすべり台は、そりとはまた違った感覚が楽しめます。

※ 計画策定にあたり、皿倉山ケーブルカー山麓駅でアンケートを実施 (H27.10-11)

「あったらいいなと思う施設」について、「子ども向けの遊具」と回答した人が、

有効回答数120人中37人 (複数回答)

(リニューアル計画におけるイメージ)

● リニューアル計画策定後、竣工までの経過

2017(H29)年度 遊具整備を含む山頂付近基本設計

2020(R2)年度 // 実施設計

2025(R7)年4月 滑り台完成、供用開始



(2) 構想から設置までの時系列

●共用開始時のPR内容（R7. 4. 24情報公開資料より）



<絶景の遊び場の概要・・・市内一空に近い遊び場>

- ブランコ 空に舞い上がるような爽快感！高台に立つ大きな2連ブランコ
- スライダー 絶景に向かって滑走！長さ約30mのロングスライダー
- スタンド ゆったり座って大パノラマ満喫、雲モチーフのスタンドベンチ

(3) 整備費用・財源

● 事業概要

・ 滑り台	約 40,000千円
・ ブランコ及び周辺	約 16,000千円
・ スタンドベンチ	約 15,000千円
・ その他（階段、芝生、舗装、手すり等）	約 38,000千円

合 計

約109,000千円

補助事業 約 77,000千円
（国費・市費が1／2ずつ）
単独事業 約 32,000千円
（すべて市費）

● 国費補助事業概要

事業名： 社会資本整備総合交付金（補助率1／2）

事業対象： 都市公園（予定地を含む）

(4) 皿倉山滑り台の特徴・対象年齢

● 特徴

グリッサンド滑り台を採用

- ✓ 滑り面に使用している「超高分子量ポリエチレン素材」は、ローラー滑り台よりもなめらかな滑り心地で、静電気を防止する
- ✓ クロソイド曲線を採用することで、設置場所に合わせてスムーズなカーブを設置できる
- ✓ 滑面材の縦方向の繋ぎ目は滑面材を斜めにカットするなど隙間対策を行うとともに、滑り面からボルトが突出しないように皿穴加工しているため、スムーズに滑ることができる
- ✓ ステンレス製などと比較して、低い傾斜角（主に22度）で設置できる
- ✓ 地形に合わせた設計が可能で、設置場所を選ばない

● 対象年齢

6歳～12歳

(5) 皿倉山滑り台の安全利用上の許容レベル・設定根拠

● 国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」

運動能力や事故の回避能力の違いから、利用者の対象となるおおむね3～12歳を幼児と小学生で分け、遊具の選定時には、遊具自体や各部の寸法などについてそれぞれの年齢層を踏まえて検討することとしている。

まえがき

Ⅱ 対象と適用範囲

本指針の対象となる遊具の利用者は、幼児から小学生（おおむね3歳から12歳）を基準とし、（略）

4. 各段階での安全対策の考え方

4-1 計画・設計段階 (2) 遊具の選定

遊具の種類や規模の決定に当たっては、幼児と小学生では運動能力や事故の回避能力が大きく異なるため、当該遊具を利用する子どもの年齢層を踏まえて、遊具自体や各部の寸法などを検討する。（略）

● (一社)日本公園施設業協会(JPFA)「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」

子どもの体格や運動能力により、対象年齢をおおむね3～6歳（幼児）とおおむね6～12歳（児童）に区分して、各遊具の設計基準等を設定している。

4.2.3 対象年齢層

- ① 子どもの体格や運動能力を考慮して「おおむね3～6歳（幼児）」、「おおむね6～12歳（児童）」と区分し、この年齢層に合った遊具の設定として、落下した場合や揺動系遊具などの可動域の範囲に、大きな影響を与える遊具の「落下高さ」に注目して、各遊具の対象年齢を設定することにした。

皿倉山滑り台については、おおむね6～12歳（児童）を対象に設定

(6) 日本における遊具の定義

遊具の定義

主として子どもの遊びに供することを目的とした、「ブランコ」「滑り台」「シーソー」「ジャングルジム」「ラダー」「複合遊具」などの施設。

(出典：遊具の安全に関する基準 2024年4月 (一般社団法人日本公園施設業協会))

■参考

(都市公園法)

第二条 (定義)

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。

四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの

(都市公園法施行令)

第五条(公園施設の種類)

3 法第2条第2項第4号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。

一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの

二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設

(都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (改訂第2版) (国土交通省))

本指針の対象は、都市公園法施行令第5条に規定する遊戯施設のうち、主として子どもの利用に供することを目的として、地面に固定されているものとする(以下、「遊具」という)。

(7) 遊具の役割・意義

遊具の役割・意義

- ・ 遊具は、多様な遊びの機会を提供し、子どもの遊びを促進させる。このように遊具は、子どもにとって魅力的であるばかりかその成長に役立つものでもある。
- ・ 子どもは、遊びを通して自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものであり、また、集団の遊びの中での自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通して、自らの創造性や主体性を向上させてゆくものと考えられる。
- ・ 子どもは、ある程度の危険性を内在している遊びに惹かれ、こうした遊びに挑戦することにより自己の心身の能力を高めてゆくものであり、子どもの発育発達段階によって、遊びに対するニーズや求める冒険、危険に関する予知能力や事故の回避能力に違いがみられる。

(出典：都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（国土交通省）)

(8) 遊具の安全確保に係る考え方

遊具の安全確保に係る考え方

- ・ 遊具の安全確保にあたっては、子どもが冒険や挑戦のできる施設としての機能を損なわないよう、遊びの価値を尊重して、リスクを適切に管理するとともにハザードの除去に努めることを基本とする。
- ・ 完全にリスクを除去することは、事故の回避能力を育むといった点から問題があり、遊具が子供にとって魅力的かつ有益であるためには、子どもの発育発達段階に応じてリスクに挑戦できる機能を備えているものであることが必要である。
- ・ 公園管理者が事故対策に過敏になるあまり、過度に安全性を重視した遊具の計画・設計や利用指導などを行うと、子どもが自由に遊ぶことができる空間や冒険や挑戦が可能な遊具が減少して発育発達を阻害するなど、子どもの不利益につながる恐れがあるので配慮することが必要である。

(出典：都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）（国土交通省）)

(9) 遊具による怪我発生事例

【参考】災害発生件数の推移（滑り台に関し災害共済給付（医療費）を支給した事例）

○ 療養費5,000円以上の負傷件数

種別	H26	H27	H28	H29	H30	合計
小学校	2,308	2,104	1,995	1,940	1,859	10,206
幼稚園	874	800	727	722	645	3,768
幼保連携型認定 こども園・保育 所等	1,240	1,253	1,226	1,259	1,321	6,299

（出典：学校における固定遊具の事故統計データおよび参考資料（独立行政法人日本スポーツ振興センター））

Ⅲ グリッサンド滑り台の設置状況

(1) 市内でのグリッサンド滑り台を設置している公園について

①公園の場所と設置写真



若松区：響灘緑地（グリーンパーク）



八幡東区：高炉台公園



門司区：大森公園



八幡西区：瀬板の森公園

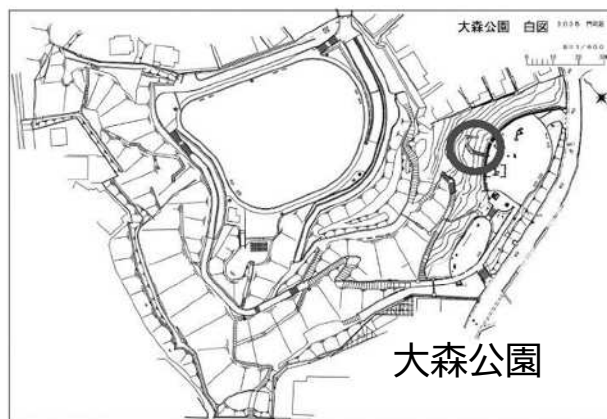


八幡東区：帆柱自然公園



門司区：大里公園

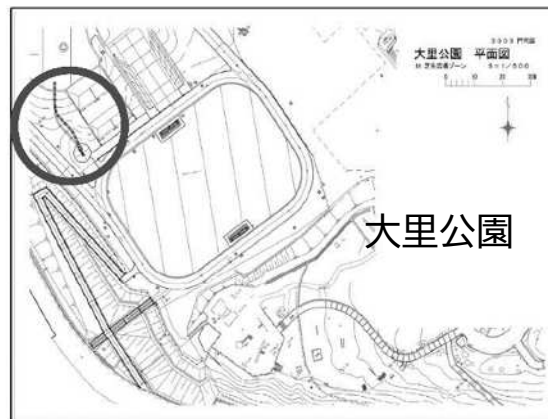
②公園内位置図、当該公園の性格



大森公園

場所：門司区大里東一丁目3番

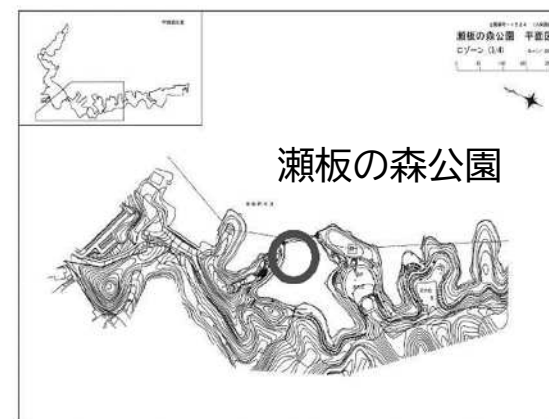
性格：小森江駅が近くアクセスも良好で、地元の方に親しまれているほどよい規模の公園



大里公園

場所：門司区不老町一丁目1番

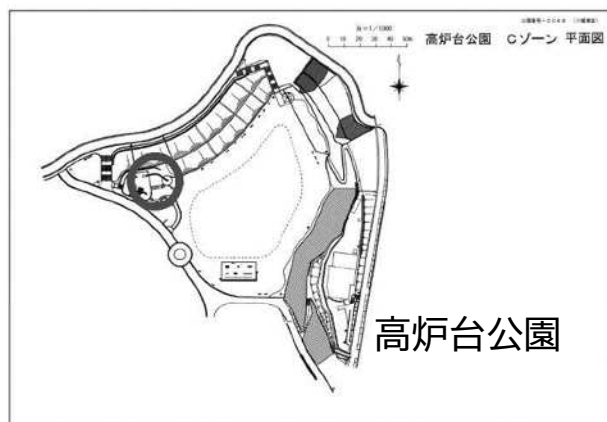
性格：大里地区モデルプロジェクトの一環として競輪場跡地の一部を公園として再整備したもので、斜面を活かしたクライミング遊具や草そり、複合遊具などがあり、親子連れに人気の高い公園



瀬板の森公園

場所：八幡西区瀬板二丁目ほか

性格：貯水池周りの園路をウォーキングする利用者が多い公園



高炉台公園

場所：八幡東区中央三丁目9番

性格：グラウンドや体育館が併設されており、スポーツでの利用者が多い公園



響灘緑地(グリーンパーク)

場所：若松区頓田ほか

性格：遊戯施設が充実しており、休日には駐車場が満車で行列ができる人気の公園で、市内だけでなく市外からも多くの利用者が訪れる。バラ園など大人が楽しめる施設もあるが、子供連れでの利用が圧倒的に多い



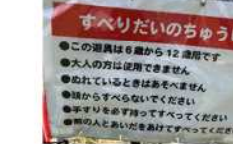
③設置の状況・施設諸元

・ ・ いずれの滑り台も大永ドリーム社製造

2025/9/1時点

大人の使用禁止を
明記しているのは、
「3 響灘緑地」

※参考
都市公園法における区分と内容

	写真	区 公園名 (種別) 設置年	スライダー諸元			着地点		遊び方の注意 掲示
			①長さ ②高さ(高低差) ③最大勾配	すべり面 の変化 ①縦方向 ②カーブ (か所)	減速 部 長さ (m)	舗装面仕上げ	路面のえぐれ等	
1		門司区 大森公園 (近隣) H25年度	①14m ②4.7m ③22度	②右	1.5m	ゴムマット 	なし	なし 
2		門司区 大里公園 (運動) R4年度	①26m ②8.23m ③22度	①2 ②右1 左1	3.0m	真砂土舗装 	えぐれ有 (延長2.5m×巾1.0m) (深さ最大3cm) 	あり 
3		若松区 響灘緑地 (広域) R5年度	①38m ②12.4m ③22度	①1 ②右	3.5m	砂 	なし 	あり 
4		八幡東区 高炉台公園 (総合) H21年度	①13m ②3.9m ③22度	②左	2.5m	ゴムマット L2×巾1 	なし	なし 
5		八幡西区 瀬板の森公園 (風致) H21年度	①10m ②2.92m ③22度	なし	1.5m	ゴムチップ舗装 	なし	あり ・逆さのぼり禁止 ・滑り終わったらすぐ離れる ・座って滑る 
本件		八幡東区 帆柱自然公園 (自然公園) R6年度	①30m ②9.65m ③22度	①1 ②右	3.5m		なし	あり 

【近隣公園】
主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

【運動公園】
都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

【広域公園】
主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。

【総合公園】
都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

【風致公園】
特殊な公園で、その目的に則し配置する。

④これまでの怪我発生状況

日時	場所	負傷者	負傷状況	怪我発生状況	怪我発生後の対応	対応後の怪我発生状況
R5. 5. 8	響灘緑地 グリーンパーク (指定管理)	30代女性	足首付近 2カ所の骨折	スピードに乗り 出口で左足を着いた際に 痛めて動けなくなる	①怪我発生後、2週間以内に指定管理者が、 「大人の方のご使用はご遠慮ください」 「対象年齢は6-12才」という注意看板を 滑り台入り口部に設置 ②市から指定管理者に対し、着地部の 安全確保のため、維持管理の中で 着地部の砂場を均すよう指示	対応後は 発生していない



(2) 大永ドリーム社製造のグリッサンド滑り台の全国設置実績

・平成5年～令和7年：323基（うち延長20m以上：105基） ※メーカーによる調査（令和7年9月時点）

都道府県	市区町村	設置場所名
沖縄県	南城市	グスクロード公園（なんじー公園）
沖縄県	沖縄市	若夏公園
宮城県	仙台市宮城野区	鶴ヶ谷第一市営住宅 団地内
群馬県	伊勢崎市	宮前公園
山形県	寒河江市	最上川ふるさと総合公園
神奈川県	横浜市青葉区	こどもの国
神奈川県	横浜市鶴見区	県立三ツ池公園（遊びの森）
神奈川県	横浜市緑区	県立四季の森公園
神奈川県	厚木市	あつぎこどもの森公園
神奈川県	厚木市	仲道公園
神奈川県	厚木市	長谷はら公園
静岡県	藤枝市	蓮華寺池公園
静岡県	袋井市	ねぎや中公園
静岡県	藤枝市	駅南公園
静岡県	富士宮市	田貫湖キャンプ場
静岡県	磐田市	二子塚公園
静岡県	袋井市	田原緑地（田原西公園）
東京都	葛飾区	水元公園
福岡県	福岡市東区	美和台中央公園
福岡県	福岡市城南区	片江中央公園
福岡県	福岡市西区	山ノ鼻古墳公園
兵庫県	加東市	ゆめのくに公園
北海道	札幌市豊平区	月寒公園
北海道	上川郡美瑛町	ことぶき公園
北海道	札幌市清田区	清田見晴台公園

IV 遊具の安全基準

(1) 遊具の安全性・設置基準、法規制の内容

- 当該公園は整備完了後に都市公園の公告を行うことを前提としており、都市公園法に定められる遊戯施設の位置付けで計画を策定した
- 施設の整備にあたっては、本市においては下記の規準を適用している
 - ・一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）
「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」（2024年4月）

（公園施設の種類）

都市公園法施行令第五条

3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。

- 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの

一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）とは

- ・公園にある施設の設計や製造・施工、点検・修繕に関わる企業で構成された団体
- ・国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」に準拠して協会内部の自主規準として「遊具の安全に関する規準 JPFA-SP-S:2024」を定めた
- ・国交省の指針(改訂第3版)(2024年6月)は、JPFAの規準(2024年4月)を参考としている

市におけるJPFA規準への適合の確認方法

①【設計部署】

JPFA規準に適合する設計図で工事発注（材質等の仕様も明記）

②【工事受注業者→工事監督部署】

契約締結後、現地施工前に承認願図を提出

③【工事監督部署】

- ・承認願図が設計図に適合していることを確認し、施工を承諾
- ・使用製品の工場検査（オンライン）

④【工事受注業者】

承認願図を元に施工し、施工完了後、竣工図を作成

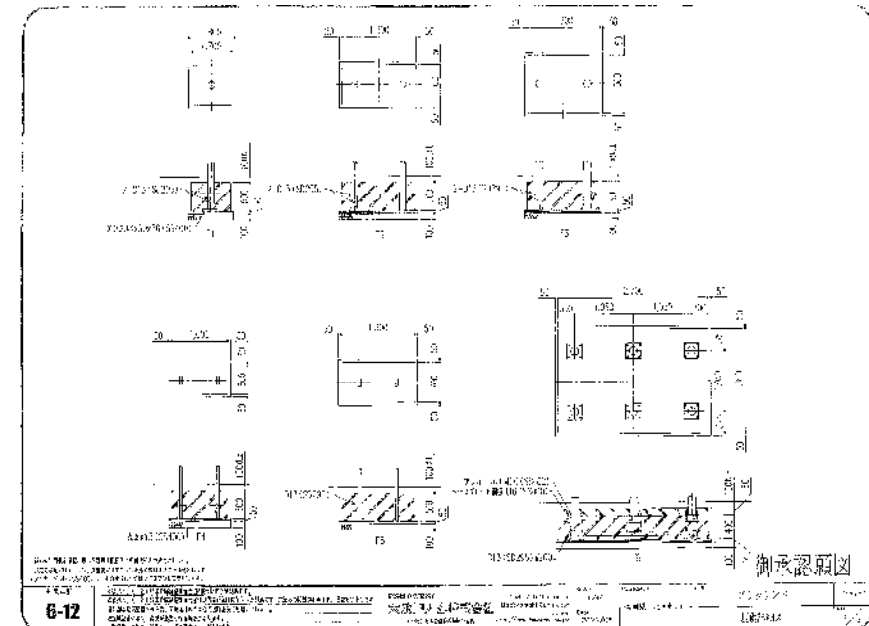
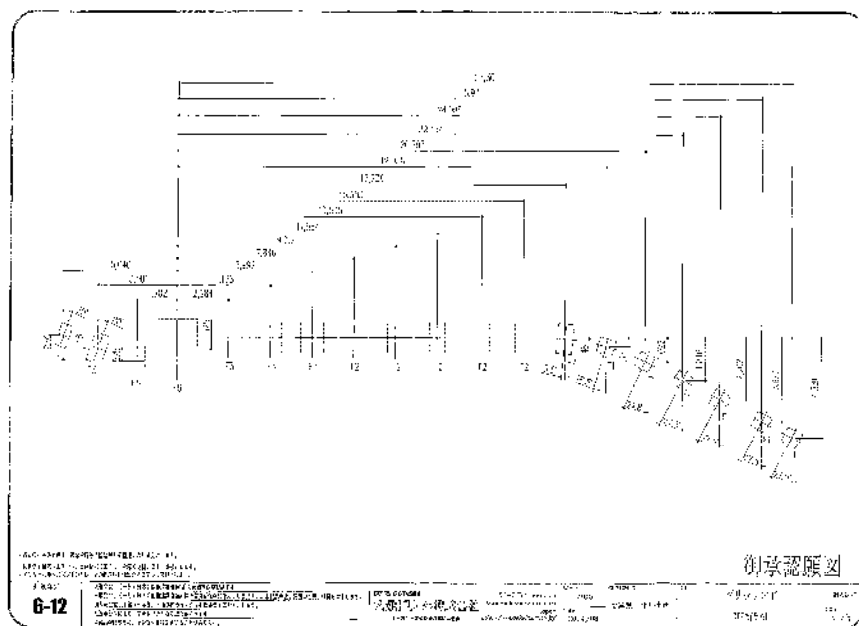
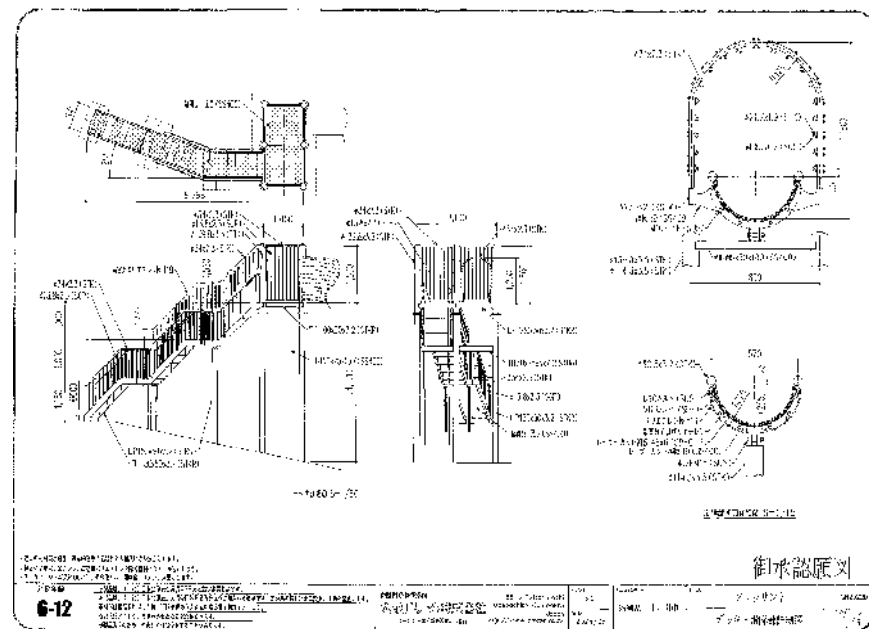
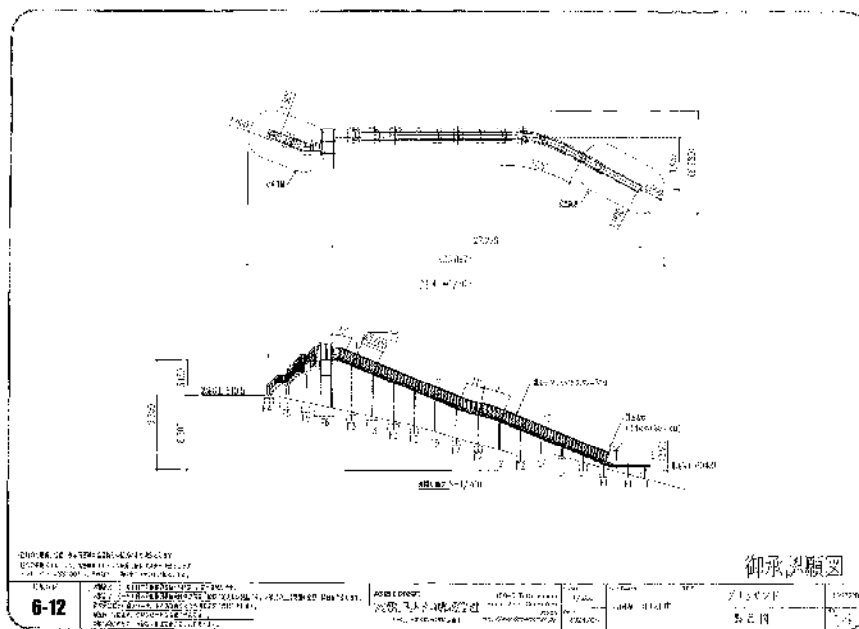
⑤【工事監督部署】

- ・承認願図と竣工図の確認
- ・竣工図どおり施工されているか現地検査

⑥【検査部署】

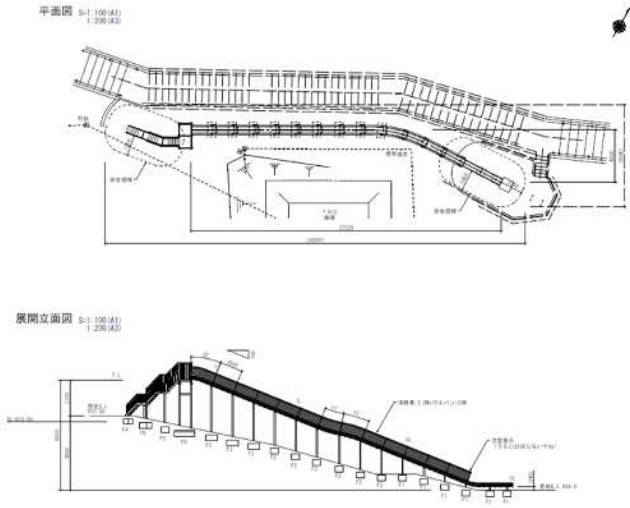
- ・竣工図どおり施工されているか現地検査、竣工認定

●承認願図 <施工前・工事受注業者作成>



●竣工図

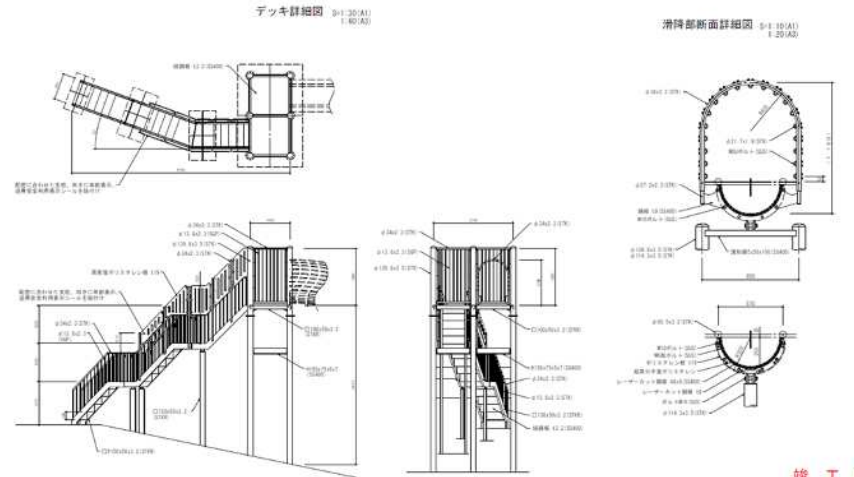
すべり台 構造図-1
(参考図)



竣工図

1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100

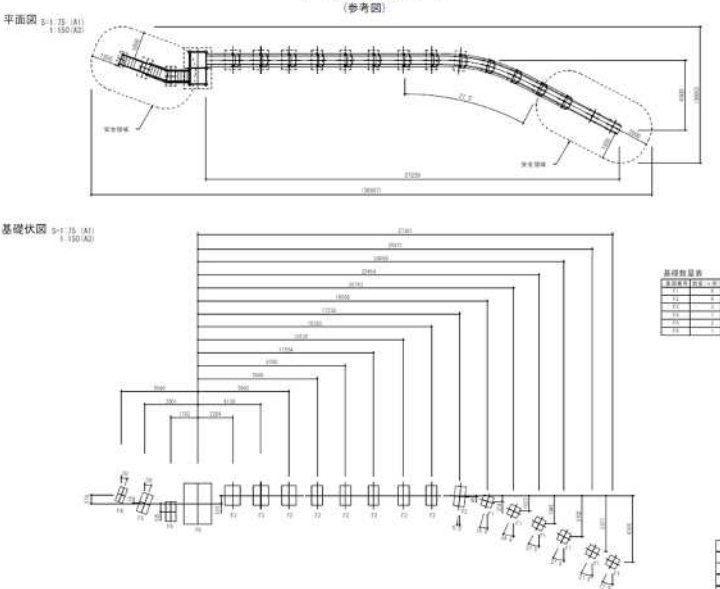
すべり台 構造図-2
(参考図)



竣工図

1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100

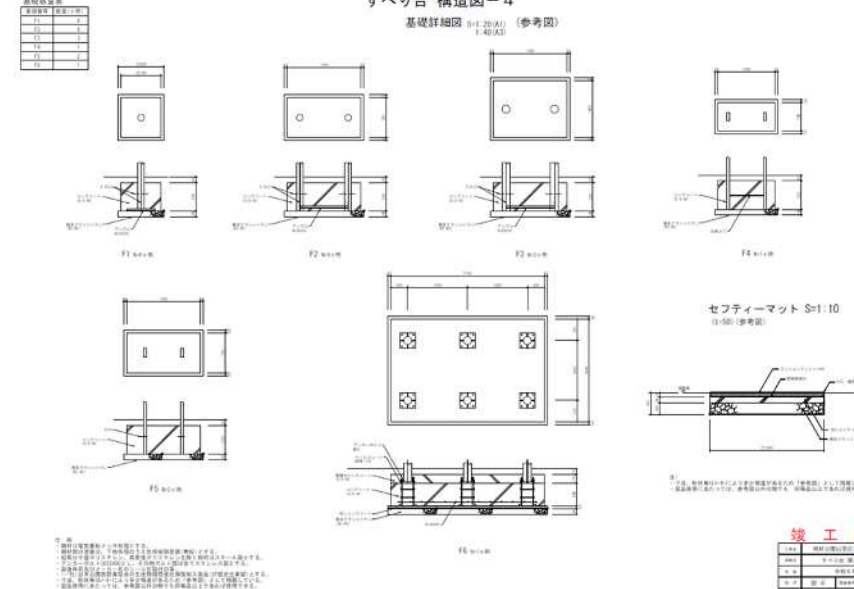
すべり台 構造図-3
(参考図)



竣工図

1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100

すべり台 構造図-4
基礎詳細図 (参考図)



竣工図

1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100
1/100	1/100	1/100	1/100

JPFA規準への適合の確認（現地検査）

●工事監督部署（都市整備局）による検査

- ・ 出来形管理書類や検測写真等、書類上での竣工図との整合の確認
- ・ 工事監督部署・工事受注業者立ち合いの元、現地検査の実施
 - ▶ 検査内容：代表箇所の検測など
 - ▶ 実施日　：令和7年3月12日

●検査部署（技術監理局）による検査

- ・ 出来形管理書類や検測写真等、書類上での竣工図との整合の確認
- ・ 検査部署・工事監督部署・工事受注業者立ち合いの元、現地検査の実施
 - ▶ 検査内容：代表箇所の検測など
 - ▶ 実施日　：令和7年3月21日



書類・現地ともに検査が完了し、竣工認定の通知

- ▶ 通知日：令和7年3月21日

使用対象年齢と注意喚起の看板について



- ・ この遊具は6-12歳用です
- ・ ぬれたゆうぐであそばない
- ・ したからのぼらない
- ・ おりぐちであそばない
- ・ たつまますべらない
- ・ 小さい子をだっこしたまますべらない
- ・ うつぶせ、あおむけですべらない
- ・ 後ろ向きですべらない
- ・ 前の人がいなくなってからすべりましょう
- ・ 手すりにつかまらずに足をのばしてすべりましょう
- ・ スピード調整は足で行いましょう
※手はそえる程度

V 維持管理・点検体制

(1) オープン時の維持管理体制、設備点検体制、利用監視体制

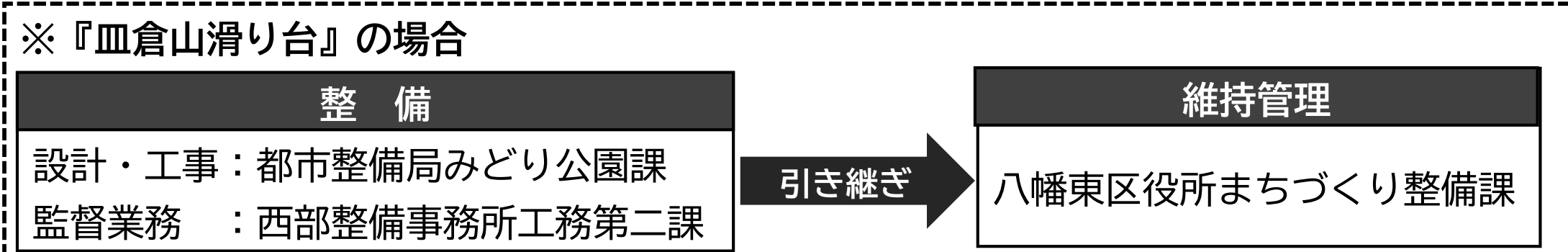
1. 公園施設における「整備」から「維持管理」への流れ

①「整備」について

- ▶ 公園施設の「整備」は、事業内容や公園種別に応じ、以下の部署が分担して実施

②「維持管理」について

- ▶ 整備完了後は、所在する区のまちづくり整備課に引き継がれ、「維持管理」を実施



2. 皿倉山公園の維持管理について

- ▶ 市内の公園は月一回の巡視だが、皿倉山については週一回の巡視体制をとっていた

巡視対象区班	体制	巡視頻度	所属
帆柱自然公園地域班	1人	週1回／1地域	八幡東区まちづくり整備課

●公園巡視員による巡視点検の種別

日常巡視点検	- 点検項目に沿って、目視、触診、負荷、打診等により、遊具、照明、トイレ、ベンチ、柵、樹木等の劣化や損傷の状況を確認 - 異常発見時は、修繕や使用禁止措置等を実施 - 点検結果は所管する区のまちづくり整備課長に翌日までに報告（補修や緊急性を要するものは要望報告一覧を速やかに提出）
特別巡視点検	特定の目的に緊急に点検を行う必要が生じた場合に実施（点検内容は、その都度、必要な点検事項により行う）

令和 年 月 日 分（日ごとに印刷し保管）

巡視員名	係長	課長
------	----	----

※次の通り巡視点検一覧を確認を行った。

(様式 4)

■帆柱巡視点検一覧 帆柱自然公園(管理番号 東・93)

年 月 日			曜日	天気()	巡視員		
箇所	業務		報告事項	箇所	業務		報告事項
	AM	PM			AM	PM	
メイン園路(舗装)				ビジターセンター裏広場			
" (階段)				野外音楽堂等			
皿倉山				円形休憩舎			
雨情道路				山頂広場等			
管理道路				天空ドーム等			
東斜面				階段・休憩広場など			
東広場				記念碑など			
南斜面				角型休憩舎等			
駐車場等				冒険の森			
入口広場				トイレ、ふれあいの泉等			
北園路				ケヤキ・カエデの森			
四季の森				冬さくら・シャクナゲ等			
ケヤキの森				園路・ベンチ等			
外国産樹種の森				展望台等			
つばき園				休憩舎等			
梅林 園路				資材倉庫等			
薬草園				四阿等			
南 園路				さくら広場等			
東入口 園路			閉鎖中	どんぐりの森等			
八合目広場				休憩舎等			
メイン園路(市道南)				階段等			
植物園連絡道				林道			
トイレ				自然休養林石碑等			
権現山周回園路				キャンプ場等			
" 管理道路				休憩舎等			
" 山頂広場				展望台等			
花尾山(管理番号 西・25)							
その他							

* ○-異常なし(小修繕含む) △-要注意 ▲-要注意(新規) ×-異常あり、要措置

* 花尾山公園については月2回以上、その他については週1回以上の巡視を行う。

巡視点検一覧（出展：帆柱自然公園巡視要領）

※可動部のある遊具（ブランコ・シーソー等）については、上記のほかに年1回、
専門家点検（都市整備局発注）を実施（『皿倉山滑り台』は可動部がないため対象外）

(2) 安全対策について

- 4月25日 滑り台供用開始
 - ※注意看板はオープン当初から設置。
 - ※着地部ゴムマット（縦1 m×横1 m×厚さ50 mm）設置。
- 5月11日 注意看板を増設
 - ※「スピードが出ます」「足の裏でスピードを落としましょう」など
- 5月26日 注意看板を増設
 - ※「この遊具は6～12才用です」
- 5月27日 着地部にゴムマット2枚追加設置
 - ※施工後（縦3 m×横1 m×厚さ50 mm）
- 6月 3日 利用停止措置 開始
 - （以降、都市整備局みどり公園課において、滑り台の管理を実施）
- 7月17日 着地部にゴムチップ舗装施工
 - ※施工後（縦3 m×横1 m×厚さ100 mm）
- 7月18日 注意看板（3枚）を増設
 - ※正しい滑り方や禁止事項をイラスト付きの大型看板で明示
- 8月24日 多言語注意喚起ラミネート板設置
 - ※利用時間や正しい滑り台、禁止事項等を四か国語（日・英・中・韓）で表記

(3) 安全体制の変更

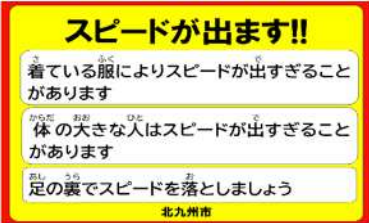
● 7月19日 利用再開
＜利用停止前からの変更点＞

変更前	
利用対象	6歳～12歳
利用日時	自由利用
監視体制	

変更後
6歳～12歳 *上記以外は自己責任でも利用不可
ケーブルカー運休日以外の 10～18時 ※8月26日以降（夏休み明け）は土・日・祝のみ
滑り台サポーターとして市職員2～3人配置 （都市整備局河川公園部・西部整備事務所で対応） ※9月13日以降は委託業者の対応に変更 ▶ 手持ちの説明板（ラミネート）を用いて 年齢確認や正しい滑り方・注意事項を説明 ▶ 利用日時以外はバリケードで施設の閉鎖を実施

● 8月24日 多言語注意喚起ラミネート板設置（都市整備局みどり公園課）
※利用時間や正しい滑り台、禁止事項等を四か国語（日・英・中・韓）で表記⁵⁰

●注意事項の変遷

時期	注 意 事 項	※「当初」以降の追加項目：下線（ <u> </u> ）
4月25日～ （当初）	・この遊具は6－12歳用です ・前の人がいなくなってからすべりましょう ・手すりにつかまらずに足をのばしてすべりましょう ・スピード調整は足で行いましょう ※手はそえる程度 ・濡れているときはあそばない ・ぬれたゆうぐであそない ・したからのぼらない ・おりぐちであそばない ・たったまますべらない ・「小さい子をだっこする」「立ったまますべる」「うつぶせ、あおむけですべる」「後ろ向きですべる」「柵にさわる」など、危ないすべりかたはやめましょう	
5月11日～	・スピードが出ます！！	
5月26日～	・この遊具は6～12才用です	

●注意事項の変遷

時期	注 意 事 項 ※「当初」以降の追加項目：下線（ <u> </u> ）
7月19日～ (再開時)	- この滑り台は、<u>土曜日、日曜日、祝日の10:00～18:00に6歳～12歳のみ利用できます</u> <u>天気が悪い時や、滑り台が濡れている時は、利用できません</u> <u>サンダルや脱げやすい靴、ヒールがある靴では利用できません</u> - この滑り台の対象年齢は6歳～12歳です - あしをまえにのばし くつで スピードをおとす <u>あしをマットにつけてたちあがる（とびおりない）</u> <u>あしをうかせてすべらない</u> ・ <u>ちいさなこを だっこしてすべらない</u> - 着ているもので 滑る速さが 変わります 速くなったときは 足でスピードを 落としましょう - まえのひとが すべりおわってから すべりはじめる <u>すべりおわたたら すべりだいからはなれる</u> <u>てをあげて すべらない</u> ・ <u>さくを さわらない</u> - あむけダメ ・ うつぶせダメ ・ はいあがるダメ <u>立って歩くダメ</u> <u>あぶない あそびかたを しない！！！！</u> <u>山のお天気は変わりやすく、ふもとが晴れていても、山の上には雲がかかることもあります</u> <u>てんきがわるいとき ぬれているときは あそばない！</u> <u>サンダルなど ぬげやすいくつ ヒールのくつダメ！</u> <u>くつひもの ゆるみは なおして！</u> <u>かばん・マフラー・フードつきのふく、ひっかかるものはダメ！</u> <u>てに ものをもって すべらない！</u>

●注意事項の変遷

時期	注 意 事 項 ※「当初」以降の追加項目：下線（ <u> </u> ）
8月24日～	・この滑り台の対象年齢は6歳～12歳です ・利用時間 10：00～18：00前 ・悪天候の時や滑り台が濡れている時は利用できません ・正しい滑り方で遊びましょう ・この滑り台は、サンダルなど脱げやすい靴や、ヒールのくつでは遊べません ・かばんやマフラーは外しましょう <u>・フード付きの服や、ひもなど引っかかるものは、服の内側にしまってから遊びましょう</u> ・手にものを持って滑ってはいけません ・滑るときは、足を前にのばし、靴でスピードをおとしましょう ・滑り台から飛び降りてはいけません 以上を、日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字）の4か国語で表記

